

議員発議による意見書

酪農・畜産経営安定対策に関する意見書

わが国の酪農・畜産は、安全・安心な食料の供給に加え、国土保全、地域経済の維持発展に重要な役割を果たして参りました。しかしながら、最近の配合飼料価格や原油の価格高騰は、生産コストを上昇させ、酪農・畜産の経営環境は、これまでにならぬ危機的な状況に追い込まれております。

つきましては、食料の安全性が取りざたされている今、安全・安心な牛乳、乳製品及び食肉の国内自給体制を確保し、意欲ある担い手が希望とゆとりを持って経営を持続させるため、次の事項について強く要望します。

1. 配合飼料価格安定対策の充実強化

配合飼料の価格が高止まった場合においても、補てん金が継続されるよう制度の見直しを行うこと。

2. 消費者等の理解醸成に向けた取り組み

安全・安心な牛乳、乳製品及び食肉の安定供給を図るため、生産者の努力によって吸収できない生産コスト上昇分を販売価格に適切に反映できるよう消費者等の理解醸成に向けた取り組みを促進すること。

3. 自給飼料増産対策の継続と財源確保

国産飼料に立脚した酪農・畜産を確立するため、草地整備事業の促進、稲醜酢粗飼料の生産・利用拡大を推進すること。



うしさんが大好きです。

請願・陳情・要望

採 択

☆請願第1号「放射能を海に流さないこと」とする法律、放射能海洋放出現行法(仮称)の法律制定を求める請願書

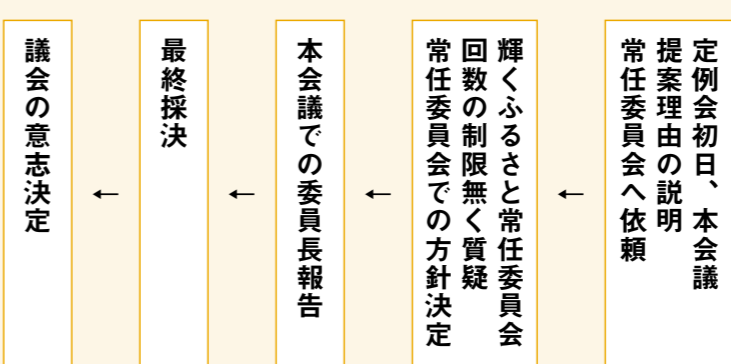
請願者 重茂漁業協同組合
代表理事組合長 伊藤隆一ほか

▽審査内容 青森県六ヶ所村に建設された核燃料再処理工場から太平洋に排出される廃液に関して放射能濃度の規制はありません。これでは国民の心配が増すばかりです。放射能海洋放出現行法の制定や放射能の除去装置の設置、測定結果の公表を望むことから採択と決めました。

◎これに基づいて、衆参両院議長、内閣総理大臣ほかへ請願内容の主旨の意見書を輝くふるさと常任委員会から提出しました。

議会改革を進めよう

①議会では、10人になった今定例会から議案等の審議をさらに活発化させるため、輝くふるさと常任委員会へ議案を付託し進めています。その流れは。



②今定例会から委員会も庁内放送しております。
③室長も答弁補助者として議会に出席できることとし、内容の充実に努めています。

頑張る地方議会

岩手県町村議会議長会
事務局長 米田 武美

地方議会の在り方について、今日ほど注目された時代があったでしょうか。

地方自治の厳しい現状や地方分権を背景に、地方議会の役割と責任に加え、議会議員の数や待遇について様々な議論が全国各地で見られます。

こうした議論を踏まえ、多くの議会が議会運営の改革に本気で取り組み一方、財政改革においても議会自らも何かしなければならぬとして、議員定数の削減や議員報酬を減額する動きが活発化しています。

岩手県内町村議会の実態を見ても、平成10年時点の平均議員定数は19・7人でしたが、20年では15・4人となり、ここ十年間で4・3人減少しました。

こうした取り組みについて、地域住民からは一定の評価を受けているものと考えられます。しかし、そのことよって議会

本来の機能が低下し、役割と責任を十分に果たせなくなる事態は避けなければなりません。

議員の数が減ることによるデメリットは数字として表れにくいのですが、議員個々の負担が増大することは間違いのないことでしょう。

地方議会の果たすべき役割とは何か。極めて簡潔にいうと、町長が行う施策の法的な根拠(条例制定や予算決定)を作ること、そして町長が行う業務執行に独断専行がないよう抑制し、また、業務執行が適正・公平に行われているか批判・監視をすることとされています。

法的な根拠を作る点においては、議員の提案により条例を制定することが基本であります。実務的な面において課題が多く容易なことではないことから、その例は極めて少ないのが実状です。

多くの提案は町長から行われ、議会は本会議や委員会における審査の課程で、質問や質疑、修正などを通して条例または予算の決定に関わることとなります。

抑制と監視という点においては、執行者と議会は近寄り過ぎず離れ



議会運営委員会研修会 自治会館 右側米田局長

過ぎず、馴れ合いによることなく、公正にして厳正な判断が求められる。現在の地方自治制度は、国政の議院内閣制とは違う二元代表制であり、執行機関と議会の関係は機関独立型システムであるとされています。

したがって、議会は町の執行者に対し与党・野党という立場ではなく、住民の立場に立ち議会全体として行政をチェックする体制の確立が重要です。

チェック機能を十分に果たすためには、質問や質疑をより充実したものとしなければなりません。が、

その基となる多くのものは住民の声や委員会の調査から得られるもので、特に委員会のあり方とその運営方法について様々な改革に向けた努力が必要とされます。

二元代表制の下では、町長と議員それぞれが住民による選挙で選ばれます。

町長は一人ですから民意を一つにする努力が必要であり、議員は複数ですから議員の数だけ意見を出し、それを議会として一つにまとめる努力が必要となります。

要は、議員は町民の代表として、町の在るべき姿や町民の意思をしっかりと代弁することであり、そのためには議員一人ひとりの積極的な議員活動はもとより、議会本来の権限の行使、議会の審議・討論の活性化、議会運営の有効・効率性、開かれた議会運営といった基本項目への改革姿勢が肝要であると考えます。

葛巻町議会の積極果敢な議会運営改革に大きな期待をいたします。県内最小の10人議会の改革を図るため、県議長の米田局長を囲み研修を行いました。その際葛巻町に向けて寄稿をお願いしております。